

加茂市監査委員公表 第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和4年12月2日

加茂市監査委員 山口 昇  
加茂市監査委員 大平 一 貴



監 第 58 号

令和 4 年 12 月 2 日

加 茂 市 長 藤 田 明 美 様  
加茂市議会議長 滝 沢 茂 秋 様

加茂市監査委員 山 口 昇  
加茂市監査委員 大 平 一 貴

### 財政的援助団体等監査の監査結果に関する報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき財政的援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、結果に関する報告を下記のとおり提出します。

### 記

#### 1 監 査 の 対 象

令和 3 年度に加茂市が実施した財政的援助のうち、6 件 6 項目の補助事業と関係団体（団体数 12、事業者 751、補助金交付額 208, 128, 202 円）

#### 2 監 査 の 着 眼 点

財政的援助団体等の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が財政的援助等の目的に沿って行われているか、適正で効果的かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

なお、所管課、補助金交付団体についての着眼点は次のとおりである。

#### 【所管課】

- ① 補助金交付要綱等により、補助金の交付目的及び補助対象事業の内容が明確にされているか。また、公益上の必要性は十分か。
- ② 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- ③ 補助事業に関する団体への指導監督は適切に行われているか。

- ④ 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- ⑤ 補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要があるものはないか。

**【補助金交付団体】**

- ① 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金の交付申請、実績報告等は符号するか。
- ② 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。  
また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- ③ 補助金に係る収支会計経理は適正に行われているか。
- ④ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切に行われているか。

**3 監査の実施内容**

当該事業にかかる収支決算書に基づく調書の提出を求め、関係帳簿、証拠書類等の審査を行うとともに、当該主管課の関係者から事情を聴取して行った。

なお、監査に当たっては、加茂市監査基準に準拠して実施した。

**4 監査の実施場所及び日程**

- (1) 実施場所 監査委員事務局及び 402 会議室
- (2) 監査の日程 令和 4 年 10 月 14 日～令和 4 年 11 月 30 日

**5 監査の結果**

各団体とも、事業の執行及び収支報告書等は、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、是正又は改善を要する事項については、次の各団体の概要に記載のとおりである。

# 1. 加茂市私立保育所保育士等特別手当事業

## (1) 監査の対象

監 査 の 対 象	加茂市私立保育所保育士等特別手当	主 管 課			
		こども未来課			
		支 出	款	項	目
		科 目	3	2	2
		予算額	11,957,000 円		
	支出額	11,125,720 円			

## (2) 申請者名と事業概要

申請者(事業主体)名 代表者職氏名	私立保育園 6園 社会福祉法人 日章会 理事長 大森 晃(本量寺保育園) 社会福祉法人 光林会 理事長 銀田 治(下条保育園) 社会福祉法人 延真会 理事長 千野 修平(須田保育園) 社会福祉法人 宝が丘保育園 理事長 富樫 晃一 社会福祉法人 七谷保育園 理事長 鶴巻 嶺二 社会福祉法人 覚真会 理事長 溝口 敏磨(加茂新田保育園)			
事業所在地 構成員(対象者数)	本量寺保育園 五番町 13 番15号 園長1名 職員43名 下条保育園 中村6番4号 園長1名 職員11名 須田保育園 前須田31-2 園長1名 職員25名 宝が丘保育園 八幡一丁目10番8号 園長1名 職員24名 七谷保育園 黒水677-2 園長1名 職員11名 加茂新田保育園 加茂新田6309-2 園長1名 職員25名			
構成団体	上記のとおり			
事業の補助の目的と事業の内容	事業費	財源内訳		
		国県補助金	市補助金	その他
私立保育所に勤務する保育士等及び調理員 と公立保育所に勤務する保育士等との給与格 差の是正を図り、保育事業を円滑に推進する。	円	円	円	円
	11,125,720	0	11,125,720	0
	合計	11,125,720	0	11,125,720
補助対象経費及び補助基準(積算根拠) 特別手当:1人当たり月額 10,000円 共 済 費:私立保育所が負担することになる特別手当分の共済費 40歳以上共済掛率 0.154 40歳以下共済掛率 0.145				
補助金の交付手続(申請から交付までの手続き)				
交付申請年月日	交付決定年月日	補助金交付年月日	実績報告年月日	確定通知年月日
R3年6月4~10日	R3年6月17日	R 3年 6月 25日 R 3年 10月 20日 R 4年 1月 25日	R4年7月5~12日	R4年7月15日

(3) 事業の実施状況

収 入		支 出	
区 分	金 額(円)	区 分	金 額(円)
1 市補助金	11,125,720	1 職員特別手当	9,680,000
		2 共済費	1,445,720
収入合計	11,125,720	支出合計	11,125,720
収入支出差引残金(次年度繰越金)			0 円

(4) 事業実績・効果

私立保育所に勤務する保育士及び調理員のうち対象者83名に対し、特別手当月額 10,000 円と、特別手当分の共済費を支給して公立との給与格差の是正を図り、円滑な保育事業を推進した。

以上、事業の執行、収支報告等は適正に処理されていると認められた。

(5) 是正または改善を要する事項

実際に公立と私立との間にどの程度の格差があるのかについて、近隣市町村の状況も踏まえて検証(公私及び近隣市町村の年収)し、時代に合わせたものに見直すことも必要である。決算書の様式を統一するなどして、財務内容をしっかりと確認するとともに、形式的な審査・支給にならないように精査していただきたい。

参 考

令和3年度私立保育所保育士等特別手当一覧表

園名	種目	確定額 (単位：円)
本量寺	特別手当	2,880,000
	共済費	429,480
	計	3,309,480
下条	特別手当	480,000
	共済費	71,760
	計	551,760
須田	特別手当	1,580,000
	共済費	234,500
	計	1,814,500
宝が丘	特別手当	1,800,000
	共済費	267,480
	計	2,067,480
七谷	特別手当	690,000
	共済費	103,290
	計	793,290
加茂新田	特別手当	2,250,000
	共済費	339,210
	計	2,589,210
合計	特別手当	9,680,000
	共済費	1,445,720
	計	11,125,720

## 2. 加茂市保育所運営費補助金交付事業

### (1) 監査の対象

監査の対象	加茂市保育所運営費補助金	主 管 課			
		こども未来課			
		支 出	款	項	目
		科 目	3	2	2
		予算額	32,133,000 円		
	支出額	29,985,342 円			

### (2) 申請者名と事業概要

申請者(事業主体)名 代表者職氏名	私立保育園 6園 社会福祉法人 日章会 理事長 大森 晃(本量寺保育園) 社会福祉法人 光林会 理事長 銀田 治(下条保育園) 社会福祉法人 延真会 理事長 千野 修平(須田保育園) 社会福祉法人 宝が丘保育園 理事長 富樫 晃一 社会福祉法人 七谷保育園 理事長 鶴巻 嶺二 社会福祉法人 覚真会 理事長 溝口 敏磨(加茂新田保育園)			
事務所所在地 構成員(対象者数)	本量寺保育園 五番町13番15号 園長1名 職員43名 下条保育園 中村6番4号 園長1名 職員11名 須田保育園 前須田31-2 園長1名 職員25名 宝が丘保育園 八幡一丁目10番8号 園長1名 職員24名 七谷保育園 黒水677-2 園長1名 職員11名 加茂新田保育園 加茂新田6309-2 園長1名 職員25名			
構成団体	上記のとおり			
事業の補助の目的と事業の内容	事業費	財源内訳		
		国県補助金	市補助金	その他
保育所における園児の受入れを円滑に推進するため、私立保育所における園児の保育に要する経費に対し、補助金を交付する。	円	円	円	円
・園児災害補償保険	129,210		64,604	64,606
・障害児保育費	4,151,840		4,151,840	
・保育所運営費	24,030,573		24,030,573	
・歯科検診ミラー・探針費	54,425		54,425	
・延長保育費	600,000	国 200,000	200,000	
・地域活動費	1,090,100	県 200,000	1,083,900	6,200
合計	30,056,148	400,000	29,585,342	70,806

補助対象経費及び補助基準(積算根拠)				
園児災害補償保険:掛金 365円×1/2				
障害児保育費:月額 74,140円×障害児数×入所月数				
保育所運営費:年間運営費×0.7/12				
歯科検診ミラー・探針費:歯科検診に必要なミラー及び探針の実費				
延長保育:子ども・子育て支援交付金より 300,000円/30分延長				
地域活動費:各園による(定額)				
補助金の交付手続(申請から交付までの手続)				
交付申請年月日	交付決定年月日	補助金交付年月日	実績報告年月日	確定通知年月日
R3年7月7~14日	R3年7月26日	R3年7月30日 R3年10月20日 R4年1月25日 R4年3月25日	R4年7月5~12日	R4年7月15日

(3) 事業の収支状況(事業収支決算書から抜粋)

収 入		支 出	
区 分	金 額(円)	区 分	金 額(円)
1 市補助金	29,585,342	1 園児災害補償保険	129,210
2 国県補助金	400,000	2 障害児保育費	4,151,840
3 その他	70,806	3 保育所運営費	24,030,573
		4 歯科検診ミラー・探針費	54,425
		5 延長保育費	600,000
		6 地域活動費	1,090,100
収入合計	30,056,148	支出合計	30,056,148
収入支出差引残金(次年度繰越金)			0 円

(4) 事業実績・効果

私立保育所における園児の保育のために要する経費に対し、6団体に補助金 29,985,342 円を交付し円滑な保育事業を推進した。

以上、事業の執行、収支報告等は適正に処理されていると認められた。

(5) 是正または改善を要する事項

私立保育所保育士等特別手当と同様に、近隣市町村の状況を踏まえて公私間格差の確認と検証を行い、財務内容を明確にするために決算書様式の統一も含め、必要に応じた補助内容へと見直しを検討して、形式的な審査・支給にならないように精査していただきたい。

令和3年度保育所運営費等補助金一覧表

園名	種目	確定額 (単位：円)
本量寺	園児災害補償保険	21,900
	障害児保育費	889,680
	保育所運営費	6,438,430
	ミラー・探針	15,081
	延長保育費	300,000
	地域活動費	194,400
	計	7,859,491
下条	園児災害補償保険	2,190
	障害児保育費	1,112,100
	保育所運営費	2,332,174
	ミラー・探針	1,626
	延長保育費	0
	地域活動費	174,400
	計	3,622,490
須田	園児災害補償保険	10,220
	障害児保育費	889,680
	保育所運営費	3,346,812
	ミラー・探針	6,507
	延長保育費	0
	地域活動費	189,500
	計	4,442,719
宝が丘	園児災害補償保険	12,957
	障害児保育費	667,260
	保育所運営費	4,636,118
	ミラー・探針	15,898
	延長保育費	0
	地域活動費	232,800
	計	5,565,033
七谷	園児災害補償保険	4,015
	障害児保育費	0
	保育所運営費	2,239,285
	ミラー・探針	4,899
	延長保育費	0
	地域活動費	118,400
	計	2,366,599
加茂新田	園児災害補償保険	13,322
	障害児保育費	593,120
	保育所運営費	5,037,754
	ミラー・探針	10,414
	延長保育費	300,000
	地域活動費	174,400
	計	6,129,010
合計	園児災害保障保険	64,604
	障害児保育費	4,151,840
	保育所運営費	24,030,573
	ミラー・探針	54,425
	延長保育費	600,000
	地域活動費	1,083,900
	計	29,985,342

### 3. 農業者緊急支援事業(新型コロナ緊急経済対策事業)

#### (1) 監査の対象

監査の対象	新型コロナウイルス感染症対策農業者緊急支援事業費補助金	主 管 課			
		農林課			
		支 出	款	項	目
		科 目	6	1	3
		予算額	16,822,000 円		
支出額	15,524,200 円				

#### (2) 申請者名と事業概要

申請者(事業主体)名 代表者職氏名	加茂市農業再生協議会 会長 藤田明美			
事業所在地 構成員(対象者数)	加茂市幸町2丁目3番5号 対象者:農業者 477名 規約:有			
構成団体	加茂市 加茂市農業委員会 加茂郷土地改良区 三条土地改良区 にいがた南蒲農業協同組合 新潟県農業共済組合 白根郷土地改良区			
事業の補助の目的と事業の内容	事業費	財源内訳		
		国県補助金	市補助金	その他
新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う米の需要の低下等による主食用米の米価下落から、大幅な減収となった農業者の経営の維持安定を図るため、加茂市新型コロナウイルス感染症対策農業者緊急支援事業費補助金を交付する。	円	円	円	円
	15,524,200	0	15,524,200	
合計	15,524,200	0	15,524,200	
補助対象経費及び補助基準(積算根拠)				
補助対象者:○加茂市在住 ○主食用米を20a以上作付 ○水稲生産実施計画書を提出 ○市税等の未納がないこと				
補助率:主食用米作付面積10a当たり2,000円				
補助基準:一般コシヒカリJA仮渡金(60kg当たり) [R2年産米] 14,000円 - [R3年産米] 12,700円 = [差額] 1,300円 1,300円×8俵/10a×20%≒2,000円				
補助金額:[主食用米作付面積] 77,621a×2,000円/10a=15,524,200円				
補助金等交付要綱 (有) 無				
補助金の交付手続(申請から交付までの手続き)				
交付申請年月日	交付決定年月日	補助金交付年月日	実績報告年月日	確定通知年月日
R4年3月1日	R4年3月15日	R4年3月25日	R4年3月1日	R4年3月15日
R4年3月30日	R4年3月31日	R4年4月15日	R4年3月30日	R4年3月31日

(3) 事業の収支状況(事業収支決算書から抜粋)

収 入		支 出	
区 分	金 額(円)	区 分	金 額(円)
1 市補助金	15,524,200	1 新型コロナウイルス感染症対策 農業者緊急支援事業	15,524,200
収 入 合 計	15,524,200	支 出 合 計	15,524,200
収入支出差引残金(次年度繰越金)			0 円

(4) 事業実績・効果

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う米の需要の低下等による主食用米の米価下落から、大幅な減収となった農業者の経営の維持安定を図るため、加茂市新型コロナウイルス感染症対策農業者緊急支援事業費補助金を農業者 477 名に 15,524,200 円交付し支援した。

以上、事業の執行、収支報告等は適正に処理されていると認められた。

(5) 是正または改善を要する事項

同様の補助制度について、近隣自治体の状況等を調査し交付したとのことであるが、効果を検証（農地の現況調査）し、今後、より効果的な施策に繋げていただきたい。

#### 4. インターネット販売支援事業費(新型コロナ緊急経済対策事業)

##### (1) 監査の対象

監査の対象	インターネット販売支援事業補助金	主 管 課			
		商工観光課			
		支 出	款	項	目
		科 目	7	1	2
		予算額	6,100,000 円		
支出額	5,133,000 円				

##### (2) 申請者名と事業概要

申請者(事業主体)名 代表者職氏名	市内事業者 31件			
事業所在地 構成員(対象者数)	上記のとおり			
構成団体	上記のとおり			
事業の補助の目的と事業の内容	事業費	財 源 内 訳		
		国県補助金	市補助金	その他
事業者単独でのECサイト等の出店費用又は 自社HP作成費用に対して補助金を支給した。	円	円	円	円
申請・給付件数：31件 給付金額：5,133,000円	5,133,000	5,133,000	0	0
合計	5,133,000	5,133,000	0	0
補助対象経費及び補助基準(積算根拠)				
<p>令和3年4月1日から令和3年9月10日までに支払った下記の経費。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットサイト等への出店及び出品に係る経費</li> <li>・インターネットサイト等への出店に伴うWEBページ制作に関する経費</li> <li>・その他、インターネットサイト等の導入に必要と認められる経費</li> <li>・ホームページ作成等に係る経費</li> </ul> <p>補助対象経費の4/5以内。上限金額200千円(千円未満切り捨て)。 申請日において納期が到来している市税を完納している者 補助金交付要綱:有</p>				
補助金の交付手続(申請から交付までの手続き)				
交付申請年月日 R3. 4. 1~R3. 9. 30 の申請期間の間	交付決定年月日 申請の都度 随時	補助金交付年月日 申請の都度 随時	実績報告年月日 随時	確定通知年月日 随時

(3) 事業実績・効果

インターネットショッピング等の電子商取引を新たに導入するなど、販路拡大を図る 31 事業者に対して、補助金 5,133,000 円を支給して支援した。

以上、事業の執行は適正に処理されていると認められた。

(4) 是正または改善を要する事項

目的が販路拡大であるならば、インターネットサイト等への出店やホームページの作成・更新について、申請時一度のみの確認だけでなく、ホームページが適切に更新されているかなど継続して確認を行い、効果を検証(一年後のサイトの状況と売り上げ効果)していただきたい。

## 5. 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金給付事業

### (1) 監査の対象

監査の対象	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	主 管 課			
		商工観光課			
		支 出	款	項	目
		科 目	7	1	2
		予算額	419,448,000 円		
	支出額	138,359,940 円			

### (2) 申請者名と事業概要

申請者(事業主体)名 代表者職氏名	市内事業者 227件
事業所在地 構成員(対象者数)	上記のとおり
構成団体	上記のとおり

事業の補助の目的と事業の内容	事業費	財 源 内 訳		
		国県補助金	市補助金	その他
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、新潟県が行う営業時間短縮の協力要請に全面的に協力した飲食店等に対して、協力金を支給した。 要請期間は①R3.9.3～9.16、②R4.1.21～2.13、③R4.2.14～3.6の3期。	円 138,359,940	円 県 138,359,940	円 0	円 0
合計	138,359,940	138,359,940	0	0

#### 補助対象経費及び補助基準(積算根拠)

- 補 助 基 準:①前年度または前々年度より開業していて、前年度または前々年度の1日当たりの売上高を「年間売上高方式」か「9月方式」により計算し、「売上高方式」か「売上高減少方式」により算出する。
- ②令和3年1月1日までに開業していて、前年または前々年の1日当たりの売上高を「年間売上高方式」か「1・2月方式」により計算し、「5時から20時までの時間短縮営業」か「5時から21時までの時間短縮営業」により算出する。
- ③令和3年2月1日までに開業し青色申告をしている個人事業主及び中小企業、または令和3年1月1日までに開業し白色申告をしている個人事業主で、前年または前々年の1日当たりの売上高を「年間売上高方式」か「2・3月方式」により計算し、「5時から20時までの時間短縮営業」か「5時から21時までの時間短縮営業」により算出する。

補助金交付要綱:有(加茂市事業継続給付金給付要綱)

#### 補助金の交付手続(申請から交付までの手続)

交付申請年月日	交付決定年月日	補助金交付年月日	実績報告年月日	確定通知年月日
① R3.9.13～10.29				
② R4.2.14～4.28	申請の都度	申請の都度	随時	随時
③ R4.3.7～4.28	随時	随時		

### (3) 事業実績・効果

新潟県が県全域を対象とした「酒類を提供する飲食店等への営業時間短縮の要請」や「まん延防止等重点措置」に伴う営業時間短縮、酒類提供の禁止に協力した 227 事業者に対し、協力金 137,906,000 円を支給して経営を支援した。

要請期間は、①R3.9.3～R3.9.16、②R4.1.21～R4.2.13、③R4.2.14～R4.3.6 の 3 期。

申請・給付件数は、①74 件、②78 件、③75 件の計 227 件。

給付額の合計は、137,906,000 円。

また、令和 4 年 4 月以降に申請又は交付決定したものは令和 4 年度分として給付した。

以上、事業の執行は適正に処理されていると認められた。

### (4) 是正または改善を要する事項

商工観光課におかれては、当該補助金の給付に関しても遅滞なく迅速に対応されているが、申請時に提出された書類については、不備のないよう、再確認を徹底していただきたい。

給付を受けた事業者に廃業に至ったところがないことは、当該補助金が非常に有効であったことを示している。引き続き、市内の事業主を支援されることを望むものである。

## 6 移住促進住宅取得補助事業

### (1) 監査の対象

監査の対象	移住促進住宅取得補助金	主 管 課			
		建設課			
		支出 科目	款 8	項 6	目 1
		予算額	10,000,000 円		
		支出額	8,000,000 円		

### (2) 申請者名と事業概要

申請者(事業主体)名 代表者職氏名	移住者16名(内訳 県内15名、県外1名)			
事業所在地 構成員(対象者数)	上記のとおり			
構成団体	上記のとおり			
事業の補助の目的と事業の内容	事業費	財 源 内 訳		
		国県補助金	市補助金	その他
加茂市への転入を促進し、人口減少の抑制及び地域の活性化を図るため、加茂市に住宅を取得しようとする子育て世代の移住者に補助金を交付する。  実績:16件 × 500,000円 = 8,000,000円  ※一般住宅のみ、店舗併用住宅はなし。	円  8,000,000	円  0	円  0	円  8,000,000
	合計	8,000,000	0	8,000,000
<p>補助対象経費及び補助基準(積算根拠)</p> <p>補助対象経費:新築住宅(建売含む)、中古住宅の取得に係る経費</p> <p>補助基準:補助額50万円(住宅の取得額が50万円未満の場合はその取得金額)</p> <p>補助金交付要綱:有(加茂市移住促進住宅取得補助金交付要綱)</p>				
補助金の交付手続(申請から交付までの手続き)				
交付申請年月日 R3. 4. 1~R4. 3. 31 の申請期間の間	交付決定年月日 申請の都度 随時	補助金交付年月日 申請の都度 随時	実績報告年月日 随時	確定通知年月日 随時

### (3) 事業実績・効果

子育て世代の移住・定住を支援することにより、人口減少の抑制及び地域の活性化を促進するため、加茂市に住宅を取得する移住者 16 件(県内 15 件、県外 1 件、転入者 50 人、うち 16 歳未満 18 人)に対し補助金 8,000,000 円を交付した。

以上、事業の執行は適正に処理されていると認められた。

### (4) 是正または改善を要する事項

当該補助金の目的にしている子育て世代の移住・定住の促進について、移住促進サイトなどを活用して全国的にPRしていかないと本来の目的が達成できないと思われる。本補助事業が実質的に加茂市の定住人口の増加を促進するためのものであることを鑑み、政策推進室や健康福祉課及び子ども未来課とも協力し、県内外に保育や医療に関する情報も広く提供することで対象者に選んでいただけるように工夫して、より効果が望めるように検証を重ねて進めていただきたい。